

随意契約理由書

件名	垂水処理場 中央監視設備保守点検
契約の相手方	菱井商事株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当
随意契約の理由 今回点検を行う中央監視設備は、処理場の運転・故障を監視する設備であり、もし機能不全が発生した場合、処理場の監視が出来なくなり、市民生活に重大な影響を与えることになる。 本設備は三菱電機株式会社で製造・据付され会社独自の技術で設計、製作されたものであり、汎用製品でないことから、他社が内部構造を理解して本作業を行うことは困難である。本設備は、24 時間稼動しており、処理場の中枢部分にあたるため、保守点検等での設備停止は短時間とし、確実に実施する必要がある。また、常時確実に機能を発揮する必要があるため、故障等発生時、迅速な復旧作業対応を行う必要がある。加えて本設備の部品調達についても、製造者以外にはできない。 上記業者は、製造者である三菱電機株式会社の上下水道プラント設備部門の点検・補修を行う神戸地域唯一の業者であり、同社以外に当該業務を遂行できる会社はない。 以上の理由により、菱井商事株式会社と随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	建設局西水環境センター管理課施設係 (電話番号 752-5017)